

愛知県X線トポグラフィビームライン（BL8S2）利用要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、愛知県が公益財団法人科学技術交流財団あいちシンクロトロン光センター（以下「AichiSR」という。）に設置した「X線トポグラフィビームライン（BL8S2）」（以下「BL8S2」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用方法及び利用時間）

第2条 BL8S2 の利用方法は、BL8S2 を利用しようとする者が AichiSR に来館し、その者が測定するものとする。

2 BL8S2 の利用時間は、ユーザー利用日の午前10時から午後6時30分までとする。

3 あいち産業科学技術総合センター所長（以下、「産科技センター所長」という。）は、必要があると認めるときは、あいちシンクロトロン光センター所長（以下「AichiSR 所長」という。）と協議の上、前項の利用時間を変更することができる。

（利用の承認）

第3条 BL8S2 を利用しようとする者は、BL8S2 利用承認申請書（様式第1号および別紙）を産科技センター所長に提出しなければならない。

2 産科技センター所長は、前項の規定により BL8S2 利用承認申請書が提出されたときは、AichiSR 所長に対し、利用責任者、利用者、利用日、測定手法、持込試料及びその他の物質等を通知する。

3 AichiSR 所長は、前項の通知を受けたときは、持込試料等の安全審査を行い、その結果を産科技センター所長に通知する。

4 産科技センター所長は、前項に規定する安全審査に合格した場合に利用を承認することができる。この場合、BL8S2 利用承認申請書を提出した者に、利用承認書（様式第2号）を交付するものとする

5 産科技センター所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないことができる。

（1）AichiSR 設置の目的に反する利用をする恐れがある場合

（2）AichiSR の施設、設備及び物品（以下「AichiSR の施設等」という。）を滅失、き損等する恐れがある場合

（3）暴力団等の利益につながると認められる場合

（4）実験の安全性が確保されていない場合、実験に係る技術的な実施可能性がない場合又は実験の内容が公序良俗に反する場合

（5）その他管理上必要があると認める場合

6 第4項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の承認後に BL8S2 利用承認申請書の内容に関し、次の各号のいずれかに該当する変更が生じた場合は、閉庁日を除く利用日の5日前までに、利用変更届出書（様式第3号）を産科技センター

所長に提出しなければならない。

- (1) 利用者に関すること。
- (2) 持込試料及びその他の物質に関すること。
- (3) 利用を希望する AichiSR の装置、器具等に関すること。
- (4) 持込装置、器具等に関すること。

7 産科技センター所長は、前項の利用変更届出書が提出されたときは、速やかに AichiSR 所長に通知するものとする。

(利用日の変更の承認)

第4条 利用者は、利用日を変更しようとするときは、BL8S2 利用日変更承認申請書(様式第4号)を産科技センター所長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 産科技センター所長は、次のいずれかに該当する場合に、前項に規定する変更承認をすることができる。

- (1) 交通ストによる場合
- (2) 台風等により交通が不通の場合
- (3) 光源の不調等利用者の責に帰さない理由があると認められる場合
- (4) 利用日の2週間前(当該日が AichiSR の休業日(以下「休日」という。)の場合は休日の前日)までに様式第4号が提出された場合

ただし、当該利用承認につき、利用日の変更を行っていない場合に限る。

3 産科技センター所長は、第1項の承認をしたときは、利用者に BL8S2 利用日変更承認書(様式第5号)を交付するものとする。

(利用の取消しの承認)

第5条 利用者は、BL8S2 の利用の取消しをしようとするときは、BL8S2 利用取消承認申請書(様式第6号)を産科技センター所長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 産科技センター所長は、次のいずれかに該当する場合に、前項に規定する取消承認をすることができる。

- (1) 前条第2項第1号から第3号に該当する場合
- (2) 利用日の45日前の日(当該日が休日の場合は、休日の前日)までに様式第6号が提出された場合

ただし、前条第2項第4号ただし書に該当する場合に限る。

(利用の条件)

第6条 産科技センター所長は、前条の利用の承認に当たって、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) AichiSR に係る設置規程、利用要綱及び利用の手引き等を遵守すること。
- (2) 万全の注意をもって利用すること。

- (3) 承認を受けた実験以外には利用しないこと。
- (4) 利用する権利を他人に譲渡又は他に転貸しないこと。
- (5) 指示された期日までに貸付料を納入すること。
- (6) その他、産科技センター職員及びAichiSR 職員の指示に従うこと。

(承認の取消等)

第7条 産科技センター所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 第3条第5項各号のいずれかに該当することが判明した場合
- (2) 前条に規定する利用の条件のいずれかに違反した場合
- (3) その他 AichiSR の管理上必要があると認める場合

2 前項の規定により利用の承認を取り消され、又は利用の中止を命ぜられたことにより利用者に損害を生ずることがあっても、これに対する補償は行わない。

(誓約書)

第8条 利用者は、誓約書（様式第7号）を、閉庁日を除く利用日の5日前までに産科技センター所長に提出しなければならない。

(調査)

第9条 産科技センター所長又はAichiSR 所長は、必要があると認めるときは、利用を承認した BL8S2 の利用状況等について、利用場所に産科技センター職員又は AichiSR 職員を立ち入らせ、調査させることができる。

(利用報告書)

第10条 利用者は、BL8S2 の利用を終了した後、直ちに利用報告書（様式第8号）を AichiSR 所長を経由して、産科技センター所長へ提出しなければならない。

(貸付料)

第11条 BL8S2 の貸付料は別表のとおりとする。

- 2 貸付料は、AichiSR のビームラインと同様、後納とする。
- 3 利用者は、利用日の翌月末日までに貸付料を愛知県に納入しなければならない。
- 4 産科技センター所長は、前項の貸付料の収入について、口頭又は納入通知書により納入の通知をするものとする。

(原状回復)

第12条 利用者は、BL8S2 の利用を終了したとき、又は利用を中止したときは、産科技センター職員及びAichiSR 職員の指示のもと直ちに施設を原状に復さなければならない。

(事故等)

第13条 利用者は、BL8S2 又は AichiSR の施設等の滅失、き損等の事故があったときは、速やかに AichiSR 職員へ連絡するとともに、事故報告書（様式第9号）を産科技センター所長に提出し、その指示を受けなければならない。

(成果報告書)

第14条 公共等利用の利用者は、BL8S2 の利用を終了してから50日以内に、成果報告書（様式第10号）を産科技センター所長に提出しなければならない。

ただし、知的財産権の取得を意図しているなどの理由により、公開の延期を希望する場合において、産科技センター所長がこれを認めたときはこの限りでない。

(賠償責任)

第15条 利用者は、BL8S2 又は AichiSR 施設等に損害を及ぼしたときは、損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、AichiSR の利用については、公益財団法人科学技術交流財団あいちシンクロトロン光センター利用要綱に準じることとし、その他 BL8S2 の利用に関し必要な事項は、産科技センター所長と AichiSR 所長が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

別表

利用 方法	利用区分	利用単位	貸付料の額 (税込)
通常 利用	一般利用	1 シフト当たり	167,600 円
	中小企業利用		83,800 円
	公共等利用		83,800 円

- 1 シフトとは、午前 10 時から午後 2 時までの 4 時間（以下「第 1 シフト」という。）又は午後 2 時 30 分から午後 6 時 30 分までの 4 時間（以下「第 2 シフト」という。）をいう。午前 10 時から午後 6 時 30 分まで引き続き利用する場合の利用料の額は、第 1 シフト及び第 2 シフトのそれぞれの利用単位の利用料の合計の額とする。
- 2 「一般利用」とは、主に企業の利用をいう。
- 3 「中小企業利用」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者又は法人格を有する中小企業者の団体の利用をいう。ただし、大企業又はその役員から 2 分の 1 以上の出資を受けている企業の利用は除く。
- 4 「公共等利用」とは、大学、公設試験研究機関等の公共的な団体が成果を専有せず公開する場合の利用をいう。